

たつの市3D都市モデル整備活用業務委託に係る
質問に対する回答

令和 5年 4月26日

たつの市3D都市モデル整備活用業務委託に関する企画提案書の作成及び提出に関する質問に関して、下記のとおり回答します。

質問事項	質問内容	回答
<p>・実施要領ページ2 4 参加資格 (9) 仕様書第7条(業務実績) に示す業務を元請けとして 完了した実績を全て有 すること。 ※仕様書第7条 (3) 3D都市モデルユースケ ース開発(同等の業務を 含む。)</p>	<p>「4 参加資格」として、3D都市モデルユースケース(同種の業務を含む。)とのことですが、ユースケースの実績内容はどのような内容を想定しているか?</p>	<p>ユースケースとは、国土交通省「PLATEU VIEW」の「カタログから検索」－「種類」－「ユースケース」で選択可能なユースケースを想定している。</p> <p>なお、これに限らず、ユースケース開発が可能な同種の業務(構造物の高さ情報及び属性情報を有する3Dデータを作成する業務)を完了した実績も可としています。</p> <p>【参考】国土交通省「PLATEU VIEW」URL https://plateauview.mlit.go.jp/</p>

質 問 事 項	質 問 内 容	回 答
<p>・実施要領ページ2 4 参加資格</p>	<p>ジョイントベンチャー又は協力体制をもって提案することは可能か？ またJVもしくは協力体制をもって提案することが可能な場合、双方に参加資格は必要か？</p>	<p>提案できる者は単体企業に限定（共同企業体は不可）します。</p>
<p>・実施要領ページ4 7 参加表明書の提出 (1) 提出書類</p>	<p>「コ 委任状(様式第7号)」を提出する場合、「ケ 使用印鑑届(様式第6号)」の提出は不要とのことですが、「サ 誓約書(様式第8号)」、「シ 役員等調書及び照会承諾書(様式第9号)」及び「見積書」を含む貴市指定様式への押印については、全て「コ 委任状(様式第7号)」の受任者欄に押印した受任者の印を使用することで相違ないか？</p>	<p>お見込みのとおり、受任した支店長等の印を押印してください。</p>
<p>・実施要領ページ6 9 企画提案書の提出 (2) 企画提案について</p>	<p>ア～キの項目について提案書に項目を設けて提案することとなっているが、「ク 本市における3D都市モデルの新たな活用展望」の項目は、独自の提案がある場合のみ項目を設けて記載するということでよいか？</p>	<p>お見込みのとおりです。 なお、要領別紙1-2「創意工夫独自性」のとおり2次審査の評価項目としているため、注意してください。</p>
<p>・実施要領ページ6 9 企画提案書の提出 (2) 企画提案について</p>	<p>「ケ デモンストレーション」の項目は、プレゼンテーションにおける対応と認識してよいか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

質 問 事 項	質 問 内 容	回 答
<p>・実施要領ページ8</p> <p>1 1 2次審査及び評価基準等</p> <p>(1) イ価格評価</p> <p>(イ) 保守経費</p>	<p>基礎点(45点×60%)は、基礎点(10点×60%)、加算点(45点×60%)×(上限額－見積額(税込み))／(上限額－見積額(税込み))は、加算点(10点×60%)×(上限額－見積額(税込み))／(上限額－見積額(税込み))の誤記と解釈してよいか。</p>	<p>当該箇所について以下のとおり訂正します。</p> <p>(イ) 保守経費</p> <p>価格点(最大10点)＝基礎点(最大6点)＋加算点(最大4点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎点＝(10点×60%) ・加算点＝(10点×40%)×(上限額－見積金額(税込み))／(上限額－下限額) <p>※ 基礎点は限度価格内の提示額を示した場合付与する。限度額を超過した場合は、「2 見積限度額」なお書きのとおり失格とする。</p> <p>※ 加算点は、加算点の配分点数を基礎とし、提示見積額の大小に応じた率を乗じて算定し、付与する。なお、上限額は見積限度額とし、下限額は見積限度額に70%を乗じた額(導入経費は十万円の位を切り上げ、保守経費は千円の位を切り上げる。)とする。</p> <p>※ 略</p>

質問事項	質問内容	回答						
<p>・実施要領別紙1-1 1次審査 評価項目 業務実施体制</p>	<p>評価基準に「管理技術者として担当した業務完了実績数」とのことですが、これは「配置予定技術者調書(様式第5号)」に記載する各技術者が過去に管理技術者として担当した業務に関する完了実績を評価すると認識してよいか？</p> <p>もしくは、特記仕様書第8条に「※ 管理技術者の実施要件については、参加資格項目ではあるが、評価項目にもなるため、3D都市モデル整備活用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領別紙1-1を参照すること。」となっていることから、本委託業務に配置予定の管理技術者が過去に管理技術者として担当した業務が評価基準を満たすと認識してよいか？</p>	<p>管理技術者としての業務経験を求めるものは、本業務委託において管理技術者となる者のみであり、評価対象も同様に管理技術者のみです。</p> <p>したがって、照査技術者及び担当技術者に管理技術者としての実績は問いません。</p> <p>特記仕様書第8条における照査技術者の資格要件に誤記がありましたので、以下のとおり訂正します。</p> <table border="1" data-bbox="1375 746 2004 1251"> <thead> <tr> <th data-bbox="1375 746 1585 799">技術者区分</th> <th data-bbox="1585 746 1796 799">資格要件</th> <th data-bbox="1796 746 2004 799">実績要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1375 799 1585 1251">照査技術者</td> <td data-bbox="1585 799 1796 1251">技術士(総合技術監理部門「都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」) 又は空間情報総括監理技術者(削除)</td> <td data-bbox="1796 799 2004 1251">略</td> </tr> </tbody> </table>	技術者区分	資格要件	実績要件	照査技術者	技術士(総合技術監理部門「都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」) 又は空間情報総括監理技術者(削除)	略
技術者区分	資格要件	実績要件						
照査技術者	技術士(総合技術監理部門「都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」) 又は空間情報総括監理技術者(削除)	略						

質 問 事 項	質 問 内 容	回 答
<p>・仕様書ページ6 第20条（成果品の管理及び帰属）</p>	<p>成果品の内、パッケージシステム（受託者やシステム販売元が従前から有していたプログラム）の著作権は、受託者やシステム販売元に留保されるもので、委託者は、納品されたシステムの使用权を有し利用できるものと認識してよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>・特記仕様書ページ11 第34条（作業概要） 公共測量成果の航空LP計測結果等</p>	<p>航空LP計測結果等とありますが、貸与可能か？</p>	<p>令和4年度に兵庫県が実施した航空レーザー測量のオリジナルデータ※は、県から市に提供を受けられるよう相談済みであり、このデータは貸与可能です。</p> <p>それ以外のデータについては、受託候補者にて取得してください。</p> <p>※注記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノイズ除去されたグラウンドデータではありません。 ・ファイル形式はTXT形式及びLAS形式で、データサイズは約1.09TB。 ・測量エリアは、西播地域の他市町が含まれていますが、本市揖保川沿いの宍粟市との市境付近は国土交通省が実施しているため除かれています。
<p>・特記仕様書ページ12 第37条第2項（数値地形データファイル修正）</p>	<p>ハイブリッド処理とのことですが、道路台帳データ（shape形式）は貸与頂けますでしょうか？</p>	<p>shape形式での出力が可能のため、特記仕様書第9条（8）のその他必要な資料として貸与いたします。</p>

質 問 事 項	質 問 内 容	回 答
<p>・特記仕様書ページ16 第55条(延焼シミュレーション) 第3項</p>	<p>実績については、JVもしくは協力関係の会社の実績でも差支えないか？</p>	<p>ここで指す実績については、「他の市町で使用されているソフトウェア」を指し、受託候補者そのものの実績を指すものではありません。</p> <p>したがって、「受託提案者で使用したことはないが、他の業者が他の市町で使用したことのあるソフトウェア」も可です。</p> <p>なお、受託提案者の業務実績の点では、実施要領「4 参加資格」(9)に記載しているとおり、「業務を元請けとして完了した実績を全て有すること」を要件としているため、混同のないよう注意してください。</p>
<p>・特記仕様書ページ16 第56条(防災ワークショップ)</p>	<p>ワークショップの実施回数は、何回を想定しているか？</p>	<p>1回を想定しています。</p>
<p>・(様式第4号) 業務実績調書</p>	<p>(1)～(5)の業務実績において、業務名を重複して記載することは可能か？</p>	<p>仕様書で指す(2)～(4)の3つの業務を1の事業として受注し完了した場合は、それを1の業務として判断します。</p> <p>上記の例で、(2)の業務1件、(3)の業務1件、(4)の業務1件の計3件の業務実績とは数えず、実績No. のいずれか1方にのみ記載してください。(No. 1及び2に同一事業を記載することは不可)</p>